事業用定期借地権設定契約公正証書（案）

賃貸人(借地権設定者)筑紫野市（以下「甲」という。）と賃借人(借地権者)【賃借人名】(以下「乙」という。)は、甲、乙及び【その他の構成員名(存在する場合)】が〇年〇月〇日で締結した筑紫野市民プール整備・運営事業　基本協定書に基づき、甲が所有する別紙１物件表示１に記載の土地(以下「本件土地」という。)について、借地借家法(平成３年法律第 90 号。以下「法」という。)第 23 条第１項に定める事業用定期借地権を設定することを目的として、以下の各条を内容とする契約(以下「本契約」という。)を、本日、公正証書により締結するものとする。

(契約の目的)

第１条　甲は、乙が本件土地上に建築する別紙１物件表示２記載の建物(以下「本件建物」という。)の所有を目的として、本件土地に事業用定期借地権契約(以下「本件借地権」という。）を設定するものとし、本件土地を乙に対して賃貸し、乙は、これを賃借する。

２　甲と乙は、本件借地権が賃借権であることを確認する。

３　本件借地権については、法９条及び 16 条の規定にかかわらず、契約の更新(更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。)及び建物の築造による存続期間の延長がなく、また、乙が、法 13 条の規定による本件建物の買取りを甲に対して請求することができないものとする。ただし、甲乙の合意により、賃貸借開始日(第４条第１項に定義)から 50 年を超えない範囲での期間の延長又は再契約をすることができることとし、借地権の期間の満了日の２年前を目途に協議を行うこととする。

（指定用途）

第２条　乙は、本件土地について、専ら本件建物を本事業実施の目的で所有するため使用するものとし、甲の事前の承諾なくして本件土地及び本件建物を別の目的のために使用しないものとする。

２　乙は、本件建物を以下の用途に使用してはならない。

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗特殊営業その他これに類する業の用に供すること

（２）犯罪に関わる又は助長する業の用に供すること

（３）深夜営業を主とすること、その他本施設や街区の品位や価値を損なうこと

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２

号に規定する暴力団の事務所又はこれに類するものの用に供すること
（5）土壌汚染を発生させるおそれのあること
（6）騒音、振動、塵埃、視覚的不快感、悪臭、電磁波、危険物等を発生又は使用する等周囲に迷惑を及ぼすおそれのあること。
（7）社会的な非難を受けるおそれのあること
（8）公序良俗に反すること
（9）法令に違反する用に供すること
(10) その他甲が不適当と認めること

(建物の建築等)
第3条　乙は、別紙1物件表示2に記載する条件に従い、かつ、都市計画法、建築基準法、地区計画その他の法令を遵守して本件建物を建築し、本件借地権の存続期間中、本件建物を良好な状態に維持しなければならない。
2　前項の内容に変更を生じる場合は、甲乙間で別途協議の上、覚書を作成する。なお、覚書を作成した上で本件土地上に整備施設以外の建物の新築、整備施設の増改築を行った場合その他いかなる場合においても、本件土地上の建物の買取りを請求することはできない。
3　乙は、甲の書面による承諾が得られた場合を除き、本件建物を第三者に分譲してはならない。

(存続期間)
第4条　本件借地権の存続期間(以下「存続期間」という。)は、令和〇年〇月〇日(以下「賃貸借開始日」という。)から令和〇年〇月〇日までの30年間とする。なお、存続期間には、本件建物の建築及び原状回復(本件建物及び本件土地上に存するその他工作物（地中構造物を含む。以下「本件建物等」という。）を撤去し、本件土地を更地にすることをいう。以下同じ。）に要する期間も含めるものとする。
2　甲は、乙に対し、賃貸借開始日において本件土地を引き渡す。
3　本契約の他の規定にかかわらず、存続期間内に本件建物の滅失(取り壊しを含む。)があった場合において、乙が本契約の残存期間を超えて存続すべき建物を築造したときであっても、第1項に定める存続期間は延長されないものとする。

(賃料)
第5条　乙は、甲に対し、存続期間における本件借地権の対価として、別紙2所定の本件土地の借地料(以下「賃料」という。)を支払う。なお、賃料については、存続期間を通して定額とし、地価の変動等は加味しない。

2　前項に定める賃料は、別紙 2 第 2 項所定の方法により支払う。

(契約保証金)

第 6 条　乙は、本契約に基づいて生じる乙の債務を担保するため、甲に対し、別紙 3 第 1 項所定の契約保証金を、同別紙第 2 項所定の納付方法により預託しなければならない。

2　乙に賃料の不足その他本契約に関して発生する債務の支払遅延が生じたときは、甲は、催告なしに契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。甲は、この場合には、弁済充当日、弁済充当額及び費用を乙に書面で通知する。乙は、甲から充当の通知を受けた場合には、通知を受けた日から 30 日以内に甲に対し契約保証金の不足額を追加して預託しなければならない。

3　甲が第 15 条第 1 項若しくは同条第 2 項若しくは同条第 3 項、第 16 条又は第 17 条の規定により本契約を解除等した場合その他乙の責めに帰すべき事由により本契約を解除した場合においては、その時点における預託された契約保証金は甲に帰属し、乙は、契約保証金返還請求権を失う。この場合、契約保証金を第 29 条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

4　本契約の終了に伴い、乙が第 19 条第 1 項の規定により本件土地を原状に復して甲に返還した場合において、甲は、本契約に基づいて生じた乙の債務で未払のものがあるときは、契約保証金の額から未払債務額を差し引いた額を、また、未払の債務がないときは契約保証金の額を、それぞれ遅滞なく乙に返還しなければならない。この場合において、返還される金員には利息を付さないものとする。

5　甲は、前項の債務が契約保証金の額を超える場合は、乙に対して、その超える金額を請求することができる。

6　乙は、本件土地を原状に復して甲に返還するまでの間、預託した契約保証金の返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

7　乙は、契約保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、第 9 条第 3 項に定める場合については、この限りではない。

(遅延利息)

第 7 条　乙は、本契約に基づき甲に対して負担する賃料その他の債務の履行を遅滞したときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、当該支払金の額につき年 14.6％の割合を乗じて得た額に相当する遅延利息（10 円未満の端数は切り捨てる。）を甲に支払わなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。

(建物の賃貸)

第８条　乙は、本件建物の一部又は全部を、第三者へ転貸する場合は、事前に書面により甲の承諾を得るものとし、次の各号の定めるところによらなければならない。

（１）賃貸借契約の締結に当たっては、各種法令を遵守することとする。

（２）第２条第２項の用途に使用する者に対して賃貸しないこととする。

（３）賃貸借契約は定期建物賃貸借とし、法第 38 条第１項の規定に従い、契約の更新がないこととする旨を書面で定めること。

（４）賃貸借契約の締結に先立ち、建物の賃借人に対し、法第 38 条第３項の規定による説明を行うこと。

（５）賃貸借契約の期間が、甲と乙との間で締結する本契約の存続期間を超えないこと。

（６）賃貸借契約の期間が１年以上である場合は、法第 38 条第６項の通知期間内に、建物の賃借人に対し、期間の満了により賃貸借契約が終了する旨の通知をすること。

（７）第３号から第６号までの定めにかかわらず、乙の本件土地の保全義務、原状回復義務及び返還義務を妨げるおそれが低いと認められる場合は、普通借家契約に法第 39 条に基づく特約を追記する契約を乙と第三者との間で締結することも可とする。

(借地権の譲渡、転貸)

第９条　乙は、甲の書面による承諾が得られた場合を除き、本件借地権を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

２　前項の承諾の依頼に際し、乙は、本契約に基づく権利義務を当該譲渡先の第三者に遵守させるための書類の作成、その他甲が定める手続を行うものとし、甲は、前項の承諾の依頼に合理的な理由があると甲が認める場合には、これを承諾するものとする。

３　甲が第１項の譲渡に承諾を与えたときは、乙は、本件借地権とともに、甲に対する契約保証金返還請求権を当該譲渡先の第三者に譲渡し、甲は、これを承諾する。

(土地の譲渡)

第 10 条　甲は、存続期間中において、乙の書面による承諾なく、本件土地を第三者に譲渡してはならない。

２　甲は、第１項に基づき本件土地を第三者に譲渡した場合には、本契約上の甲の地位を当該第三者に承継させるものとする。

(事前承諾事項)

第 11 条　第９条その他本契約に定める場合のほか、乙は、次の各号に掲げる行為を行おうとする場合は、あらかじめ、甲の書面による承諾を得なければならない。

（1）別紙1物件表示2所定の事項の大幅な変更
（2）本件建物の再築を含む増改築、大規模修繕
（3）本件土地の区画形質の変更
（4）本件借地権又は本件建物の第三者への譲渡
（5）本件借地権又は本件建物への担保権の設定
（6）本件借地権又は本件建物の証券化
2　前項に関する承諾料は、不要とする。

(通知義務)
第12条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対し、速やかに書面をもって届け出なければならない。
（1）商号、代表者又は主たる事業所の所在地を変更したとき。
（2）事業譲渡、株式交換、株式移転、合併、会社分割、解散その他の組織再編を行う機関決定がされたとき。
（3）天災その他の理由により本件土地又は本件建物に異同が生じたとき。
（4）本件土地の管理及び運営に関して重要な影響を与える事実を知ったとき。
2　乙は、甲が請求したときは、合理的な範囲で、本件土地又は本件建物の管理及び運営に関する調査を行い、その結果を甲に報告するものとする。

(物件保全義務)
第13条　前条第1項第3号所定のときには、乙は、甲の本件土地に関する権利を保全するために必要な措置を講ずるものとする。
2　前項のほか、乙は、善良な管理者の注意義務をもって、本件土地の維持保全に努めなくてはならない。

(調査協力義務)
第14条　甲は、次の各号に該当する事由が生じた場合、事前に乙に通知の上乙の営業に支障のない範囲で、本件土地及び本件建物の利用状況に関し、立入調査をすることができ、また、事業の実施状況についての報告を求めることができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。
（1）第5条に定める賃料の支払がないとき。
（2）第11条に定めるところに従って、乙の承諾申請があったとき。
（3）本契約で定める乙の負うべき義務に、乙が違反したと疑われるとき又は違反が判明したとき。

（4）その他甲が必要と認めるとき。

2　前項に定めるもののほか、甲は、乙の帰責事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、乙に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画等の提出及び実施を求めることができる。

(契約の解除)

第 15 条　次の各号所定の事由のいずれかが乙に存する場合において、甲が相当の期間を定めて当該事由に係る義務の履行を乙に対し催告したにもかかわらず、乙がその期間内に当該義務を履行しないときは、甲は、本契約を解除することができる。

（1）第 2 条各項の規定に違反して本件建物を使用したとき。

（2）第 3 条第 1 項の規定に違反して本件土地に建物又は構造物を建築したとき。

（3）第 5 条及び第 7 条の金額の支払を 6 か月以上怠ったとき。

（4）第 8 条の各号に定める義務に違反したとき。

（5）第 9 条に定める承諾を得ないで、第三者に本件借地権を譲渡し又は転貸したとき。

（6）その他本契約の規定に違反する行為があったとき。

2　甲は、前条第 2 項による改善勧告を行い、乙が当該期間内に修復することができなかった場合、甲は催告の上本契約を解除することができる。

3　甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対する催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

（1）手形・小切手が不渡りとなったとき、銀行取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録期間によるこれと同様の措置を受けたとき。

（2）差押え、仮差押え、仮処分、競売、保全処分、滞納処分又はこれらに準ずる手続の申立てを受けたとき。

（3）破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又はこれらの申立てをしたとき。

（4）主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

（5）資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続し難い事態になったと認めたとき。

（6）その他前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続し難いと認めたとき。

4　前 3 項のほか、本件土地において、地方自治法第 238 条の 5 第 4 項に該当する事由が発生した場合は、甲は乙に通知のうえ本契約を解除することができる。

（契約の中途解約）

第 16 条　第 4 条の第 1 項の期間中に乙がやむを得ない事由により提案書類に定める事業計画の継続ができなくなり本契約を解約する場合は、12 カ月前までに甲に対し書面で申し入れ、甲の承諾を得なければならない。甲は不合理に当該承諾を拒絶又は留保しないものとする。当該承諾を得た場合、当該解約の申し入れをした日から 12 カ月経過した日において本契約は終了するものとする。なお、乙が当該申し入れを行った場合において、甲が代替施設や代替事業者の推挙を求めたときにおいては、乙は誠実にこれに対応するものとする。

2　前項により乙が中途解約する場合は、以下に定める事項に従うものとする。

（1）乙は、中途解約の申し入れ日から別紙 3 第 1 項所定の契約保証金と同額を違約金として甲に支払うものとする。この場合において甲は、乙が当該違約金を支払わない場合、契約保証金を当該違約金の一部又は全部に充当できるものとする。

（2）甲に被害が発生した場合は、違約金とは別に甲が被った被害のうち合理的な範囲を乙は賠償するものとする。

(暴力団排除条項)

第 17 条　甲は、前条の場合のほか、警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（1）計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。

（2）法人の役員等(乙の役員若しくは【その他の構成員名(存在する場合)】の役員又は法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。

（3）構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

（4）第 1 号又は第 2 号に該当するものであることを知りながら、その者と下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

（5）自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

（6）暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

（7）法人の役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは

便宜を供与したとき。

（８）法人の役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

（９）本件土地又は本件建物を、暴力団の事務所その他これに類するものの用に供した若しくは供しようとしたとき。

(建物の滅失による解約)

第 18 条　乙は、本件建物が滅失又は著しく損傷したことにより本件建物を収益事業の用に供することができなくなったときは、本契約を解約することができる。この場合、乙は、解約の 3 か月前に、甲に対し、書面によりその旨を通知し、甲の承諾を得なければならない。

(原状回復義務等)

第 19 条　乙は、存続期間の満了、契約の解除、契約の中途解約等により本契約が終了する場合には、甲の指定する期日までに自己の費用をもって本件土地に存する建物(地下部分を含む本件土地上の施設全て)を収去し、契約終了時までに本件土地を原状に復して土壌汚染の無いことを確認したうえで甲に返還するものとする。ただし、明渡方法の詳細については、定期借地権設定期間満了前に甲乙で協議し、これと異なる方法を定めることができる。なお、当該甲の指定する期日は、第 16 条第 1 項に基づく中途解約の場合においては、当該解約申し入れを行った日から 12 カ月を経過した日以降とする。

２　乙は、明渡しに際し、移転料、立退料等の名目のいかんを問わず、甲に対し一切の財産上の請求をすることができない。

３　本件借地権が存続期間の満了によって終了する場合には、乙は、期間満了 2 年前までに、本件建物の取壊し及び本件建物の賃借人の退去等、本件土地の返還に必要な事項を書面により甲に報告しなければならない。

４　第 1 項に規定する本件土地の返還が遅延した場合には、乙は、本契約終了の日の翌日から明渡し完了の日までの賃料相当額の倍額を、遅延損害金として支払う。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(必要費等の請求権の放棄)

第 20 条　乙は、存続期間の満了、第 15 条又は第 16 条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、本件土地について支出された必要費、有益費その他の費用があっても、これを甲に対し請求しないものとする。

(登記)

第 21 条　甲と乙は、本契約を締結した後、遅滞なく本件土地について事業用定期借地権設定登記手続をする。

2　本契約が終了した場合には、乙は、第 6 条第 4 項に定める甲の契約保証金の返還と引換えに、事業用定期借地権設定登記の抹消登記手続をする。

3　上記各登記手続に係る費用は、乙がこれを負担する。

(土壌汚染の禁止)

第 22 条　乙は、本件土地について、土壌汚染を発生させるおそれのある使用をすることができない。

2　本件土地について、乙の責めに帰すべき事由により通常の使用が不可能となるような深刻な汚染が判明した場合は、乙の負担により土壌を原状に回復することとし、その場合、甲は、必要と認めるときは本契約を解除できるものとする。

(建物に設定した抵当権)

第 23 条　乙は、本件建物に抵当権を設定する等の処分をする場合、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

2　乙は、前項における抵当権を設定した場合、債務の完済後、速やかに本件建物に設定した抵当権を、乙の費用で抹消しなければならない。

(契約不適合責任)

第 24 条　乙は、本契約を締結した後、本件土地について品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(地中障害物を含む。)を発見した場合でも、別段の定めがある場合を除き、既払の賃料の減免及び損害賠償の請求をすることはできず、甲は、その責めを負わないものとする。ただし、乙が自己の負担の下に行った調査によって、甲が提示しなかった地中障害物や土壌汚染等が発見され本件事業実施の支障となる場合は、甲乙双方において協議を行い、適切な措置をとるものとする。この場合でも、甲は、乙に対して整備施設の完成予定日及び設計の見直しに伴う損害の賠償は行わない。

(苦情その他の紛争処理)

第 25 条　乙は、本件土地及び本件建物の使用等に伴い、近隣住民等第三者からの苦情等その他紛争が生じたときは、乙の責任において処理解決に当たらなければならない。

(違約金)

第 26 条　乙は、存続期間中に、次の各号に定める事由が発生した場合において、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として甲に支払う。

（1）第 11 条第 1 項又は第 14 条第 1 項に定める義務に違反した場合、若しくは第 14 条第 2 項に定める改善勧告による修復ができなかった場合は、別紙 3 第 1 項所定の契約保証金と同額とする。

（2）第 13 条に定める義務に違反した場合において、甲がその状態を是正するため有効な措置を講じるよう催告したにもかかわらず乙が有効な措置を講じないとき、別紙 3 第 1 項所定の契約保証金の半額とする。

（3）本契約の中途解約があった場合は、第 16 条第 2 項に定めるところによる。

2　前項に定める違約金は違約罰であって、第 29 条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の費用)

第 27 条　本契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(公租公課)

第 28 条　本件建物の租税は、乙の負担とする。

(損害賠償)

第 29 条　本契約の各当事者が、それぞれに定める債務の履行に関して、相手方当事者の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、その損害につき、当該当事者に対して、賠償を請求することができる。ただし、乙は、その責めに帰す事由により本件土地を損傷したときは、当該損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

2　前項に掲げる場合のほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

(管轄裁判所)

第 30 条　甲と乙は、本契約に関して生じた甲及び乙間の紛争について、福岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(詳細事項及び疑義の決定等)

第 31 条　本契約の各条項で定める事項に付帯する事項で詳細に定めのないものは、甲乙間で別途協議して、その内容を定め、覚書を作成するものとする。

2　本契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲乙間で協議の上定めるものとする。

(強制執行認諾)

第 32 条　甲及び乙は、本契約に基づく金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。

甲　福岡県筑紫野市石崎一丁目１番１号
　　筑紫野市
　　代表者　筑紫野市長

乙　住所
　　会社名
　　代表者　肩書　代表者名

以下余白

別紙１　物件表示

１　土地

①所　　在：筑紫野市二日市中央三丁目
　地　　番：888 番 1
　地　　目：宅地
　地　　積：925.61 ㎡

②所　　在：筑紫野市二日市中央三丁目
　地　　番：897 番 1
　地　　目：宅地
　地　　積：465.11 ㎡

③所　　在：筑紫野市二日市中央三丁目
　地　　番：955 番 1
　地　　目：宅地
　地　　積：811.96 ㎡

④所　　在：筑紫野市二日市中央三丁目
　地　　番：956 番
　地　　目：宅地
　地　　積：645.77 ㎡

⑤所　　在：筑紫野市二日市中央三丁目
　地　　番：957 番
　地　　目：宅地
　地　　積：310.74 ㎡

2　建物（本施設）

(1) 種　　類：○○
　　構　　造：○○
　　階　　数：○○
　　床 面 積：１階　○○㎡（予定）
　　２階　○○㎡（予定）
　　合計　○○㎡（予定）

(2) 種　　類：○○
　　構　　造：○○
　　階　　数：○○
　　床 面 積：１階　○○㎡（予定）
　　２階　○○㎡（予定）
　　合計　○○㎡（予定）

別紙２　賃料等

１　賃料の額

本件土地の賃料は、年額金〇〇円とし、乙は、甲に対し、次項に記載する区分表のとおり年４回に分割して支払う。

賃料の起算日は第３条第１項の賃貸借契約の始期とし、期間が１年に満たない場合は、当該期間の日数によって日割計算により算出し、その日割り計算した額に 10 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

２　賃料の支払方法

乙は、甲に対し、前項の賃料を、下記区分表記載のとおり、各区分に定める支払期日(末日が銀行休業日である場合は翌営業日)までに、甲の指定する金融機関口座に振込みにより支払う。なお、振込費用は、乙の負担とする。

ただし、当該年度の納期限前までに賃貸借期間が終了(解除を含む。以下同じ。)した場合は、甲の指定する日までに支払う。

記

区分表

区　　分	賃料	支払期日
第１四半期(４月～６月分)	金〇〇円	５月末日
第２四半期(７月～９月分)	金〇〇円	８月末日
第３四半期(10 月～12 月分)	金〇〇円	11 月末日
第４四半期(１月～３月分)	金〇〇円	２月末日

なお、初回の賃料については、本契約の締結日から 30 日以内に支払う。

以　上

別紙３　契約保証金

１　契約保証金の額

　第 5 条第 1 項に定める賃料の 6 ヵ月分相当の額又は筑紫野市民プール整備・運営事業プロポーザル募集要項に示す借地料参考価額の 6 か月分相当の額（5,763 千円）のいずれか高い方とする。

２　契約保証金の納付方法

　乙は、前項所定の金額の契約保証金全額を甲所定の方法により、本契約の締結日までに一括して納付する。

以　上